学校制度とマネジメント

株式会社形態学校制度の意義

松 原 茂 仁

Ⅰ　本研究の背景と意義

日本の学校教育において、2002 年度から実施された学習指導要領は「ミニマムスタンダード」となり、戦後最も少ない授業時間数と学習内容となった。完全週 5 日制の導入により、授業時間数は約 1 割減少し、教育内容は約 3 割削減された。当時の文部科学省のスタンスでは、「自ら学び自ら考える力」を養うことによって、授業時間数や教育内容の削減は問題ではないというものであった。したがって学校教育が担う役割は、自律した学習の習慣作りが中心課題とされた。しかし、実施から約 5 年間が経過し、次期学習指導要領の改訂が議論されるようになっている。現学習指導要領は、実施以降さまざまな方面から批判を受け、文部科学省も学習指導要領は最低基準であるとの認識を発表し、宿題の奨励、発展的内容指導の容認、土曜授業容認など、方針を修正せざるを得なくなり迷走を続けている。

文部科学省の方針が混乱しているが故に公教育不安から公立学校離れが進み、たとえば首都圏では私立中学校（学力重視の国立も含む）の受験者数は増加し続けている。1998 年から 2007 年の 10 年間で、首都圏の小 6 児童数は約 5% 減っているにもかかわらず、受験者総数は約 30% も増えている。また、従来は高等学校しか運営していなかった私立学校が中学校を増設するなどで、中学校全体の募集定員は約 4% 増加している。もはや、私立中学校（学力重視の国立も含む）の総募集定員は小 6 児童数の 14% にも達しようとしている。これは「高い学費を払ってでも学力重視の教育を受けさせたい。」という需要側の思惑と、「少子化による学校経営の悪化を、垂直方向への進出で経営改善を図ろう。」とする供給側の思惑が一致した結果であろう。また、少子化による私立学校の経営問題は、教育の安定供給という点で様々な問題を包含している。経営破たんや統廃合など、私立学校の運営と学校制度改革は大きく関連するものと考えられる。

1947 年に制定（2006 年に廃止）された旧教育基本法では、第 1 条（教育の目的）に、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定めている。

この理想を実現するため、文部省（現文部科学省）は、学校教育法をはじめとする種々の法律と規則で、学校の設置、運営、教育内容などの多岐にわたり教育現場をしばってきた。ところが現在、学校の設置、運営、教育内容のいずれに関しても、規制緩和と競争原理の導入という大きな変革の波が押し寄せている。

本論文では、転換期にある学校制度を、新しく成立した株式会社形態の学校に着目して、学校の制度改革の方向性を検討することとする。

Ⅱ 欧米における教育改革

本章では、日本の学校制度改革の方向性を検討するために、学校制度改革で一定の成果を収めているアメリカとイギリスの事例について、その改革の背景と原理について述べる。先にまとめると、アメリカではオールタナティブ教育を実現するための民営化により、イギリスでは競争原理の導入により、教育改革は成功を収めていると考えられる。

1. アメリカの教育改革

1960 年代以降、デューイの「進歩主義教育」をさらに発展させた「オールタナティブ教育理論」が登場し、非管理教育へと進むことになる。また、1970 年代以降、子どもの権利運動が広がり「オールタナティブ教育理論」はより強力になっていった。アメリカではベトナム戦争以降、政府への不信が拡大し、国家に頼らない教育の形態を模索することになる。伝統的な教育を否定し、さまざまな形式や内容の教育が行われるようになっていった。その「オールタナティブ教育理論」の流れの一つに、現在のチャータースクール[1]があると考えられる。アメリカのチャータースクールは、地域団体・NPO・株式会社などが設置者となり、州や地域学区の認可（チャーター）を受けて公費によって運営される点が特徴的である。

アメリカでは教育に関しては国ではなく州政府に権限があり、チャータースクールに関する制度も州によって多少異なる。このチャータースクール制度は 1992 年にミネソタ州で始まり、現在では全米で設置学校数は約 3,600 校、在学生徒数約 100 万人に達している。また、学校規模としては小さく一人ひとりに目がとどきやすい。教育内容は多岐にわたっており、まさにオールタナティブ教育の流れの一種といえる。学校数や生徒数はともに増え続けているが、評価はいまだ賛否分かれている。

そこで日本に導入するとすれば、①市場原理・競争原理による教育の質の向上、②多様性への対応、③地域の期待と支持、④民間の力の活用がポイントであると考える。

---

1 チャータースクールについては、松原（2006）pp. 31–45 を参照。

アメリカで民間の力を活用しようとする力学が働く要因は、生徒・保護者側のニーズの多様化と、政府側の双子の赤字[2]の解消を目的とする国家政策との、両者の利害が一致したところにあると思われる。そして、結果として競争原理の導入によって一定の成果が出ているのである。

2. イギリスの教育改革

イギリスではサッチャー政権下の1988年に大きな教育改革を行っている。それまでの1944年の教育法は、それぞれの地域の主体性による教育行政を基に、自由主義・児童中心主義の教育が行われていた。当時のイギリスはいわゆる「英国病」と言われ、行き過ぎた社会主義的な福祉政策による経済の停滞と、学力低下とがあいまって大きな社会問題となっていた。このような時代背景の中、「1988年教育改革法」が成立した。それまで中央政府が統制してこなかった義務教育段階の公立学校のカリキュラムについて、初めて共通の履修すべき教科と教育内容をナショナルカリキュラムとして定めたうえ、その実施評価としてナショナルテストを行うことが規定されたのである。

ナショナルカリキュラムは教育の中央集権化であり、教育に関して国家が責任を持つという原理の樹立である。競争原理を導入するにあたり、政府のイニシアチブを確立するためには必要不可欠なものであったと考えられる。そして、それを評価するナショナルテストであるが、初期のナショナルテストは問題も抱えていた。教師の関心が成績を上げることに偏り、切り捨てられる生徒が現われたり、新自由主義の政策による貧富の格差の拡大や、地域による学校教育の格差が出現したりした。その後、1997年からのブレア政権も制度は引き継いだが、学校間の競争としてだけではなく、改善の成果を測るためのものとして改訂されていった。改善の成果を明確にし、それを学校や教師の評価と連動させることで次の改善が図られ好循環が生まれるという仕組みである。

このイギリスの教育改革を日本での参考とするならば、学習指導要領に連動した評価システムの樹立ではないだろうか。学習指導要領そのものの問題点も議論する必要はあるが、改善が結果として分かりやすく見えるテストの開発と、好循環を生み出す評価の仕組みづくりはイギリスの教育改革の成功例から学ぶべき点であるといえよう。要するに、具体的な戦略に基づく学習指導要領とそれに連動した評価の仕組みであり、またそれらを内包した競争原理の導入である。

教育制度は各国の背景により多様である。アメリカやイギリスの改革の背景となった、政府への不信、経済の停滞、学力低下は、現在の日本の状況に通低する。したがって、日本でも学校教育制度を検討する際にアメリカやイギリスの事例は参考にすべきであると考える。

2　貿易赤字（経常赤字）と財政赤字が並存している状態。

Ⅲ 学校設置者

1. 学校設置者の分類

学校の設置者に関する問題を整理する場合、「一条校」と「非一条校」の違いによって大きく異なる。そこで両者を分けて整理する必要がある。

一条校の学校設置者 （小・中・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校･盲学校･聾学校･養護学校･幼稚園）	非一条校の学校設置者 （専修学校・各種学校）
①国（国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構も含む） ②地方公共団体（公立学校法人も含む） ③学校法人 ④私立の特別支援学校、幼稚園は財団法人などの学校法人以外も認める［学校教育法の附則］ ⑤学校設置会社（株式会社）や学校設置非営利法人（NPO 法人）［構造改革特別区域法］	①準学校法人　②財団法人 ③株式会社　④社団法人 ⑤医療法人　⑥社会福祉法人 ⑦宗教法人　⑧個人 専修学校・各種学校を運営するのに足る財産や社会的信望を持っていることを要件に行政機関に認可されれば、個人・法人が設置することができる。

これまで「一条校」設置者は、国・地方公共団体・学校法人にしか認められなかった（特別支援学校と幼稚園を除く）が、2003 年に学校設置会社（株式会社）と学校設置非営利法人（NPO 法人）が学校設置者として認められ、学校を設立することが可能となった。そのことについて次節で詳しく説明することとする。

2. 規制緩和による新しい学校設置者

規制緩和により株式会社形態での学校を設立することが可能になったのは、小泉内閣時代にできた構造改革特別区域制度によって 2004 年春からである。地域を限定して、その特性に応じて規制を撤廃・緩和し、地域の活性化を図り、国民経済を発展させることを目的とした制度であり、その中で、教育分野の一つの規制緩和として株式会社形態での学校が成立可能となった。

このような状況下において、2004 年春に設立された日本初の株式会社形態の学校は、

LEC 東京リーガルマインド大学、デジタルハリウッド大学院、朝日塾中学校[3]の3校である。初年度はこの3社によってスタートしたが、その後不登校対策のための通信制高等学校なども認定され、現在（2007年）、大学／大学院が7社、通信制高等学校が13社、全日制中学校／高等学校が1社、全日制小学校が1社、と株式会社形態の学校が成立している。詳しくは後述する。

Ⅳ　私立学校の位置づけ（設置者、マネジメント、教育理念を中心に）

1. 私立学校の歴史的背景

1872年（明治5年）の「学制」によって日本の学校制度は始まった。「学制」には私立学校の定義についての説明はされていないが、「私塾」「私学」という表現は存在し、また下表の公立・私立の学校数の数字は文部省年報からの数字であり、当時より公立と私立の概念が存在していたことは窺える。

【表1】明治初期（学制期）における小学校・中学校の設置者別学校数

	小学校（校数）		中学校（校数）	
	公立	私立	公立	私立
明治6年	7,995	4,563	3	17
明治7年	17,696	2,321	11	21
明治8年	21,988	2,237	11	105
明治9年	23,487	1,460	18	183
明治10年	24,281	1,178	31	358
明治11年	25,394	1,190	65	514
明治12年	26,710	1,315	107	677

出典：『知っておきたい私立学校のしくみ』日本私学教育研究所[4]

3　朝日塾中学校の詳細については、松原（2006）pp. 55-62を参照。
4　関下（1993）を参照。

学校設置者に関する時代の変遷を見てみると、当時、教育にかかる費用は受益者負担で、民間の費用による運営が原則であった。しかし、すべてを民間の費用に委ねるわけにもいかず、かといって全部を政府が負担するのも財政的に不可能であった。このような事情もあり、はっきりとした記述ができなかったのではないかと推測できる。

では、当時の公立と私立で学校数はどのような関係であったのかを調べると、【表 1】から、学制以降、小学校に関しては公立の学校が急速に増え、それに伴って私立の小学校は激減している。それに対して、中学校は公立も増えてはいるものの、私立の増加の方が著しく、学校数も圧倒的に私立の方が多い。これらのことから、小学校の基礎教育は公が担い、当時の高等な教育である中学校は私立が担うといった、いわゆるすみ分けがうまく機能していたようである。

次に、1941 年（昭和 16 年）の教育審議会の答申以降、文部省は私立学校に対して財団法人を組織することを指導している。私立学校に不祥事があり、学校経営の安定確立がその理由であったといわれている。そして、戦後の 1947 年（昭和 22 年）「教育基本法」によって私立学校は新しく定義されることになる。また、1949 年（昭和 24 年）の私立学校法において、以下のように定義されている。

「この法律において私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。」
（私立学校法　第 2 条の 3）
「この法律において学校法人とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう」（私立学校法　第 3 条）

このように学校の設置目的のみの新たなる法人が作られたのである。この学校法人は、公共性と自主性の両者が有機的に組み合わされた組織運営を担わされており、次節でこれを深く論ずることとする。

2. 私立学校のマネジメント、教育理念の視点

私立学校においての公共性と自主性の両立は微妙なさじ加減で存在し、各私立学校の比重のかかり方には差異がある。公共性ゆえに教育基本法や学校教育法等の諸法律に基づいて組織運営が行われなければならない。しかし、私立学校は教育委員会の職務権限の外にあり、ここで自主性が確保されているのである。いかに公共性を保ちながら独自の教育を行えるかは私立学校の大きな課題である。

このように私立学校のマネジメントは公立学校とはかなり違ったもので、これに私学助成金が絡んで、私立学校には複雑で不安定なマネジメントが存在しているのである。

次に教育理念に関しては、【表 2】の在学者総数の私立の割合からも判断できるが、義務教育課程での私立の割合は低く、特に小学校においては極端に低い。それに対して大学においては 7 割強、短期大学においては 9 割強の生徒の教育を私立が担っている。

【表 2】私立学校の在学者数（2003 年現在）

	在学者総数（人）	うち私立（人）	私立の割合（%）
幼稚園	1,760,442	1,392,588	79.1
小学校	7,226,911	68,063	0.9
中学校	3,748,319	232,728	6.2
高等学校	3,809,801	1,115,147	29.3
短期大学	250,065	227,551	91.0
大学	2,803,901	2,061,035	73.5

出典：『知っておきたい私立学校のしくみ』日本私学教育研究所 [5]

この現状から鑑みると、教育は誰のために何を目的に施すのかという教育理念や教育目標の議論が必要となってくる。

ここで「公共財」について、経済学の視点で定義する。

「公共財」＝非排他性・非競合性の少なくとも一方を持つ財。
非排他性：対価を支払わない人でも消費しうる。
非競合性：消費者が増えても追加費用は発生しない。
他の消費者を妨げることができない。

つまり、「公共財」とは誰でもが希望すれば消費することが可能で、その消費は誰にも迷惑をかけないものなのである。

そのことを踏まえて、教育学の視点で見ると、小学校での「読み書きそろばん」などの基礎教育については公共性が高いので「公共財」として捉えることができる。しかし、最低限度の社会生活のための教育を超えた高等教育については公共的役割が少なく、「私的財」としての比重が高くなる。

そう考えると、【表 2】の私立の割合はこの「公共財」と「私的財」の意味を如実に現した数値である。つまり、小中学校の義務教育課程は、「公共財」としての教育であるため私立の割合が低く、大学や短期大学は「私的財」としての比重が高くなるので私立の割合が高いという論理である。

まとめると、私立学校は公共性を担保した上で独自の教育を行う、という特異な存在価

5　関下（1993）を参照。

値を有している。そして、「私的財」としての教育に関しては、独自性を打ち出せるという点で優位な立場に立てるのである。公立学校の公教育が「公共財」としての教育を中心に存在するのに対し、私立学校は個々人の便益追求のための「私的財」教育に重きをおいて存在しているのである。今後の私立学校は、この強みを経営戦略としていかに打ち出せるかが一つの鍵となるだろう。

V 株式会社形態学校

1. 株式会社形態学校の現状

株式会社形態の大学・大学院に関しては、年々少しずつ設立されている。しかし、定員充足率を見ると、100% を超えているのは、デジタルハリウッド大学／大学院、ビジネス・ブレークスルー大学院大学、グロービス経営大学院大学の 3 社のみである。逆に低迷しているのが、LEC 東京リーガルマインド大学の約 23%、日本教育大学院大学の約 24%、LCA 大学院大学の 20% である。その他の学校も約半分の充足率しか確保できておらず、厳しい現実が横たわっている。

次に、株式会社形態での広域通信制高等学校を見てみると、現在 13 校で 2008 年度は 6 校増え 19 校になる予定である。詳しい生徒数などのデータは明らかにされていないので非公式なデータではあるが、ウイザスは約 4500 人と突出しているが、その他の学校は数十人から 400 人ぐらいまでの規模で経営的には厳しいのが現実のようだ。

また、地方に本校を置いているのが特徴的である。これは構造改革特別区域ゆえに、地方の自治体の過疎対策や廃校の問題と学校設置会社（約半数の母体が学習塾）の意向がうまくマッチした結果といえよう。

2. 株式会社形態学校の事例（通信制高等学校の勇志国際高等学校を中心に）

まず通信制高等学校の現状としては、学校数は全国に 183 校（2007 年 9 月時点）あり、10 年前の約 2 倍の学校数に増えている。設置形態別にみると、地方公共団体の公立学校は 71 校（38.8%）あるが、学校法人形態の私立学校が 99 校（54%）と最も多く、株式会社形態の私立学校が 13 校（7.1%）とまだ少数派である。

通信制高等学校全体の生徒数を見てみると、2003 年から 2007 年の 4 年間では約 18 万人でほぼ横ばいで推移している。しかし、これは同時期の 18 歳人口が 4 年間で約 11% 減少している[6]ことを考慮に入れると、割合としては増加していると解釈できる。

6 日本の 18 歳人口は 2003 年に 146 万人、2007 年に 130 万人と 4 年間で約 11% 減少している。

さて、勇志国際高等学校は、他にはない個性を持つ株式会社形態の学校である。頁の関係上、その特徴を以下の2点としてまとめる[7]。

①特色ある教育内容として、不登校対策や心理療法でイルカを使う。

②イノベーティブな教育方法として、インターネットによる双方向通信授業を活用。

このような特徴による他との差別化と効率性の追求に力を注いでいる。株式会社形態であるが故の企業努力をしているのである。

Ⅵ　株式会社形態学校のポジション

平成17年10月に文部科学省が行った「学校法人監事研修会[8]」で、構造改革特区における規制の緩和について以下のように詳しく説明されている。

> 「学校は公の性質を有するものであり、その設置と運営は、国家、社会としての責任を持って取り組むべき、極めて公共性の高いものであるとともに、児童生徒等の修学機会を確保するため、継続性・安定性を確保しつつ、民間の主体が参入するための制度として学校法人制度が設けられている。私立学校の設置主体としては、学校法人が基本。」

文部科学省としては、私立学校の設置者はあくまでも学校法人を基本とし、可能な限り株式会社形態の学校を学校法人化させる方向性のようである。あえて学校法人としての規制を免れたい場合は、株式会社やNPO法人での学校の設置を認めるが、学校法人化しなければ助成を受けることはできないという方針である。

この方針はより強化されつつあり、2006年にトヨタ自動車／JR東海／中部電力など中部地方の有力企業が中心となり設立された『海陽学園　海陽中等教育学校』や、2008年開校の『SBI大学院大学』などは、当初株式会社形態で始める予定であったが、文部科学省からの指導等により、学校法人での設立を最終的に選択した。

また、グロービス経営大学院大学は、2008年春に株式会社から学校法人への鞍替えをした。理由としては、株式会社形態には私学助成金や税制優遇措置がなく、学校法人にはそれらの助成金や優遇措置があるためである。ここに株式会社形態の学校運営における大きな問題点があると考えられる。

文部科学省としてのシナリオは、敷居の低い株式会社形態の学校でスタートしてもらい、民間的経営による効率性の追求やガバナンスによる安定経営を目指す。そして、一定

7　松原（2008）、関西学院大学大学院経営戦略研究科　課題研究論文 pp. 29-34 に詳細を説明。

8　次第によると「学校法人に関する最近の動きについて」「監事のあり方について」「学校法人の経営改善について」で、学校法人の経営問題など経営困難に陥った学校法人への対応方針についても含まれている。

の安定性が確保された時点で、学校法人化してもらうというものではないか、と考えられる。そこまで至らなかった学校設置会社は統合や吸収によってスクラップされることになるのであろう。このように厳しい環境下において、株式会社形態の学校が安定経営をしていくということは、学校法人形態や国・地方公共団体の学校に対して強いけん制力となりうる。少数の成功した株式会社形態の学校が存在するだけで、他の形態の学校に与える影響は相当なものとなり、学校教育全体の改革効果は絶大なものになると考えられる。

また、義務教育課程の教育は、日本社会の発展のためには最低限度必要なものであるという観点から「公共財」として捉えることができる。それに対し、大学（特に文系の学部）教育は公共的な意味合いは少なく、「私的財」としての認識が妥当であると考えられる。但し、医学部等の学部に関しては「公共財」としての役割がある。そう考えると、私立学校は「私的財」の分野の教育に特化することが得策だと考える。

公は可能な限り最低限度の税負担で行われることが理想である。従って、小さな政府を目指すならば、公は最低限度の「公共財」としての教育を負担し、「私的財」教育は私立学校に任せる方向性が妥当だと考える。

特に株式会社形態の私立学校は、この「私的財」の中でも最も私的便益の強い「超私的財」に特化した教育[9]に強みを持ちうる。従って【図 1】に示すように、私的財的要素が強い、最も右側にポジショニングをした事業展開を考えるべきである。

また、この枠を超えたより右側の市場の開拓もありうると考える。例えば、団塊の世代が大量退職する時代に入り、その人たちが大学や大学院、専門学校などで、自身の私的財的要素としての教育を受けたいというニーズは、今後高まっていくと想定される。このニーズは今まで存在しなかったものであり、【図 1】の新たな市場の部分にあたる。

この例のように新たなる市場を開拓することより、株式会社形態の学校が存在する範囲は広がりを持ち、また存在意義を示すことができうると考える。

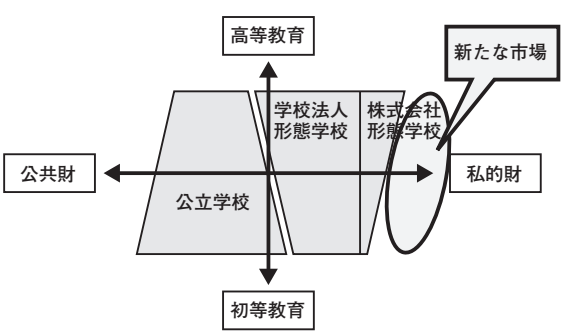

【図 1】

9 「超私的財」の教育とは、「特別な能力や技能を身に付けるための教育で、すべてを自費で負担しても価値があり、排他性・競合性のある教育」と本論文では定義する。そして、負担に見合う効果がなければ（便益＜負担）、長期的に存続できない。〈市場の失敗〉

Ⅶ　研究のまとめと今後の課題

本論文は株式会社形態の学校について検討してきたが、教育における改革の結果は数十年の経過を観察した後でしか判断できない。例えばアメリカのチャータースクールは、スタートから15年の歳月を経ているが、その効果については未だ賛否両論ある。

従って、日本の株式会社形態の学校を4年間の結果で判断するわけにはいかないが、現時点での意義を考察してみると、次の3点にまとめることができる。

1. 学校のサスティナビリティは卒業生などに配慮して、学校側が責任を持って追求しなければならない。一般の民間企業の経営には、効率性の追求とより高いコーポレート・ガバナンスが重要であるため、株式会社形態の学校においても、その他の形態の学校と比べて、高いレベルの効率性やガバナンスが求められる。
2. 株式会社形態の学校がその他の形態の学校に比べ、財政面や組織面などにおいて優秀な運営がなされるとすると、学校法人形態の私立学校や公立学校にも「同じ学校なのにどうして出来ないのか？」という暗黙のプレッシャーがかけられる。これに学校選択が伴うと自由競争になり、設置者の別を問わず学校教育全体により高度な運営が迫られる。つまり、株式会社形態学校が存在することによって、他の設置者形態学校に対するけん制圧力がかかる。これがもたらす効用は見過ごせない多大なる価値である。
3. 教育を内容別に「公共財」教育と「私的財」教育に分類する。公立学校は「公共財」教育に集中し、私立学校は「私的財」教育に専念するという、市場による緩やかな役割分担がなされると思われる。私立学校の中でも、学校法人形態と株式会社形態の学校が存在するが、そこでも緩やかな役割分担がなされ、学校法人形態はどちらかというと少し公共性の高い教育に、株式会社形態はより私的便益の強い教育に力を注ぐといった、すみ分けをすることをこの論文で提案したい。まとめると、より私的便益に重点を置いた、特別な能力や技能を身に付ける教育内容を「超私的財」と定義すると、株式会社形態の学校は「超私的財」教育にセグメントを絞り、1つの分野に特化した学校運営をすることが得策である。

最後に今後の課題として、まだ4年間しか経ていない株式会社形態の学校は、今後も変化が著しく検証を続ける必要性が高い分野である。

学校教育について、公共性の強弱はあるが、全く公共性がない学校は存在しないと考える。従って、政策に左右されることは避けられず、政策の動きと連動した今後の検証も継続する必要がある。

本論文では3つの意義を提示したが、これに付随する、あるいはこれ以上の意義を見出

す研究はまだ存在すると思われる。また、今回は事例を多く取り上げることができなかったため、より多くのフィールドワークによるエスノグラフィー（モノグラフ）をまとめる研究は今後の課題とする。

また、「市場の失敗、政府の失敗」という視点で深い議論はできなかったが、この視点も重要であると考えられるので今後の課題としたい。

参考文献

天野郁夫,『日本の教育システム : 構造と変動』, 東京大学出版会, 1996 年 3 月
市川昭午,『教育の私事化と公教育の解体―義務教育と私学教育―』, 教育開発研究所, 2006 年 2 月
猪木武徳,『学校と工場―日本の人的資源―』, 読売新聞社, 1996 年 4 月
佐貫浩,『イギリスの教育改革と日本』, 高文研, 2002 年 10 月
菅原亮芳／富澤千里,『私立学校の歩み』, 日本私学教育研究所, 1998 年 3 月
関下俊英,『知っておきたい私立学校のしくみ』, 日本私学教育研究所, 1993 年 3 月
高橋靖直編著,『学校制度と社会』, 玉川大学出版部, 2007 年 2 月
竹内洋,『学校システム論』, 放送大学教育振興会, 2007 年 4 月
永田佳之,『オールタナティブ教育―国際比較に見る 21 世紀の学校づくり―』, 新評論, 2005 年 6 月
長峰毅,『学校法人と私立学校』, 日本評論社, 1985 年 4 月
平原春好責任編集,『私立学校法逐条解説』, 日本図書センター, 1998 年 11 月
松原茂仁,『民間企業による学校経営―日本に適応するチャータースクールに関する社会学的一考察―』, 兵庫教育大学修士論文, 2006 年
松原茂仁,『学校制度とマネジメント―株式会社形態学校制度の意義―』, 関西学院大学課題研究論文, 2008 年
宮本又郎／杉原薫／服部民夫／近藤光男／加護野忠男／猪木武徳／竹内洋,『日本型資本主義―どうなるどうする戦略と組織と人材―』, 有斐閣, 2003 年 12 月
森秀夫,『日本教育制度史』, 学芸図書, 1988 年 5 月
諸橋由佳,「日本における公教育供給主体の多様化の動きに関する一考察」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』第 23 号 pp. 65-73, 2003 年
柳ヶ瀬孝三／三上和夫,『教育費を見直す―教育改革への一視点―』, 大月書店, 1986 年 5 月